

平成30年6月22日

お客さま各位

堺市農業協同組合

## 「平成30年大阪府北部を震源とする地震」により被害にあわれたお客さまへの対応について

この度の平成30年大阪府北部を震源とする地震により被害にあわれた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、今回の地震で被害にあわれたお客さまへの貯金払戻し等について、下記の通り対応させていただいておりますので、お近くの窓口までご遠慮なくご相談ください。

### 記

#### 1. 対象店舗

すべての店舗

#### 2. お取り扱い内容

- ①貯金証書、通帳を紛失した場合でも、ご本人さまを確認させていただいた上で、お支払について柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
- ②ご事情により、定期貯金等の期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご相談ください。  
また、これを担保とするお借入れにつきましても適宜ご相談ください。
- ③今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
- ④今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についてもご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
- ⑤損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
- ⑥国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
- ⑦災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行ってまいりますのでご相談ください。
- ⑧「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

以上